

J:COM プレミアムローンサービス利用規約

第1条（会員）

「会員」とは、J:COM プレミアムローンサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を極度方式基本契約の契約条項として適用されることを承認のうえ、JCOM フィナンシャル株式会社（以下「当社」といいます。）に入会を申込み、当社が当該申込みを承諾した方をいいます。

第2条（規約の変更等）

- 1.当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、利息その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 2.当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 3.規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、又は当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知又は周知することがあります。

第3条（契約の成立）

- 1.本規約に基づく契約は、申込を当社が承諾したときに成立します。
- 2.契約が成立した場合、当社は、契約内容確認書を交付します。

第4条（極度額及び利用限度額）

- 1.極度額は、当社が別途定める金額の範囲内であり、かつ会員が希望した金額の範囲内で、当社が承諾した金額とし、本規約に基づく契約成立にあたり、当社が極度額として、会員に通知した金額とし、ご契約内容のご案内に記載します。
- 2.当社は、会員の信用状況に関する当社の審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。会員は利用限度額の範囲内で繰返し借入（以下「借入」といいます。）ができます。
- 3.当社は、会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、会員に予め通知等することなく（次項及び次々項も同様とします。）、極度額又は利用限度額を減額することができます。
 - （1）会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき。
 - （2）本規約に違反したとき、又は債務不履行があったとき。
 - （3）会員との信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき、又は会員の信用状態に著しい変化を生じたとき。
- 4.前項に定める他、当社が相当と認めた場合、当社は新たな借入を停止することができます。

5.当社は第3項又は前項の措置を行った後、会員の信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は、当初の極度額又は利用限度額の範囲内で、極度額又は利用限度額を増額し、また、新たな借入の停止を解除することができます。

第5条（契約期間）

- 1.本規約に基づく契約期間は、契約が成立した日から起算して1年間とし、会員は、契約期間中、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
- 2.契約期間の満了日から起算して30日さかのぼった日より前に、会員又は当社から契約を継続しない旨の意思表示がない場合、契約は、さらに1年間自動継続し、以後も同様とします。
- 3.契約が自動継続されることなく契約期間の満了により終了した場合、会員は、以後あらたな借入ができません。

第6条（借入利率及び利息の計算方法）

- 1.当社は、JCOM サービス未加入者に適用される個人別の借入利率（以下「標準金利」といいます。）を当社指定の範囲内で定めるものとし、当社が定めるJCOM サービスに加入の場合はJCOM サービス加入者の借入利率（以下「優遇金利」といいます。）を適用します。なお、借入利率はご契約内容のご案内に記載します。
- 2.金融情勢等の変化その他の事由により当社が相当と認めた場合には、当社は、前項の借入利率を変更することができます。
- 3.利息の計算方法は、次のとおり1年を365日とする日割計算で算出します。ただし、閏年の場合は、1年を366日とする日割計算で算出します。なお、付利の最小単位は1円とし、小数点以下は切捨てとします。また、利息計算の際は、借入当日は不算入の片端計算とします。
【利息】＝貸付残高×借入利率（年率）÷365（閏年の場合は366）×ご利用日数
- 4.当社が定めるJCOM サービスを解約した場合は、優遇金利の適用を終了し、標準金利を適用します。

第7条（遅延損害金利率、及び遅延利息の計算方法）

- 1.会員は、借入の返済が遅延した場合、又は第18条（期限の利益の喪失）の規定により期限の利益を喪失した場合は、第3項に従い、貸付残高に対していずれも約定返済日又は期限の利益喪失日の翌日から完済の日までの遅延損害金を支払うものとし、
- 2.遅延損害金利率は、当社所定の利率を適用するものとし、ご契約内容のご案内に記載します。
- 3.遅延損害金は、次のとおり1年を365日とする日割計算で算出します。ただし、閏年の場合は、1年を366日とする日割計算で算出します。なお、付利の最小単位は1円とし、小数点以下は切捨てとします。

【遅延損害金】 = 貸付残高 × 遅延損害金率（年率） ÷ 365（閏年の場合は 366） × 遅延経過日数

第 8 条（借入方法及び借入場所）

- 1.借入方法及び借入場所は、当社からの振込にて借入するものとします。
- 2.当社からの振込にて借入れる場合、会員は、会員が振込を受ける金融機関口座は、当社に予め届出、当社が承諾した口座とすることを承認します。

第 9 条（利用明細書の交付）

- 1.当社は、会員の借入の都度、予め会員が当社に届出した送付先に、当該借入に係る利用明細書を交付します。
- 2.会員に送付した利用明細書が当社に返送された場合、当社は、通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、後に会員から請求があった場合、当社は遅滞なく利用明細書を再交付します。
- 3.利用明細書に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。

第 10 条（返済方式及び約定返済額）

- 1.返済方式は、元利均等定額の借入時残高スライドリボルビング方式とします。
- 2.約定返済額は、借入時の貸付残高区分に応じて決定し、契約内容確認書に従うものとします。なお、毎月の約定返済額は、新たな借入が発生する都度、その時点における貸付残高に従って決定されます。ただし、最終返済月等、約定返済額を満たない金額の場合は、当該金額を約定返済額とします。
- 3.当社は、当社所定の方法により会員に対し、当該月の約定返済額の通知をします。会員は、当該通知があったときから、当該約定返済額の返済日（以下「約定返済日」といいます。）までに、追加の借入をした場合は、当該通知の記載に係らず、前項に従い、当該追加の借入時の貸付残高に基づく約定返済額を支払うものとします。
- 4.約定返済日は、毎月 26 日とします。なお、約定返済日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を約定返済日とします。

第 11 条（支払方法及び支払場所等）

- 1.借入金の支払方法及び支払場所は、次の各号のとおりとします。
 - (1) 会員が借入金の返済のために、予め当社に届出、当社が承諾した金融機関の口座振替による方法。
 - (2) 当社の指定する金融機関の口座への振込による方法。

(3)その他当社が指定した前各号以外の方法。

2.会員は、第1項に定める返済に係る費用及び当社からの返金等に要する費用を負担するものとします。

第12条（繰上返済等）

1.会員は、当社所定の方法によってのみ、約定返済日前であっても、借入金の全部又は一部の返済をすることができます。

2.会員が、当社に対して繰上返済を行った場合は、次条に定める充当順位により、当社に対するいずれかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当するものとします。

3.会員は、本条前2項の規定以外の方法で支払金の繰上返済することは一切できないものとします。

第13条（返済額の充当順位）

返済額の充当順位は、(1)費用・手数料、(2)遅延損害金、(3)利息、(4)元金とします。

第14条（返済回数及び最終返済期日）

返済回数及び最終返済期日は、契約内容確認書に記載します。

第15条（受取証書の交付）

1.当社は、会員からの返済の都度、予め会員が当社に届出た送付先に、受取証書を交付します。

2.会員に送付した受取証書が当社に返送された場合、当社は、通常到達すべきときに会員に到着したものとみなすことができます。ただし、後に会員から請求があった場合、当社は遅滞なく受取証書を再交付します。

第16条（電磁的方法による書面の交付）

1.当社は、次の各号の書面を電磁的方法により交付することについて、会員から承諾を得た場合には、電磁的方法により交付するものとします。電磁的方法に係るソフトウェアの種類、バージョン等のファイル記録形式は、当社ホームページにて指定するものとします。

(1)本規約その他関連規約等

(2)ご契約内容のご案内の締結前書面

(3)ご契約内容のご案内

(4)第9条（利用明細書の交付）に定める利用明細書

(5)第15条（受取証書の交付）に定める受取証書

2.会員は、当社から会員に対する前項各号に定める書面を郵送による受け取りに代えて、電磁

の方法により確認し、PDF ファイル等にダウンロードする等してパソコンに記録する方法により提供を受けるものとします。

第17条（届出情報の変更）

会員は、本規約に基づき当社に届出た氏名・住所・電話番号（連絡先）・取引目的・職業・勤務先・指定銀行口座情報等の変更があった場合は、当社所定の届出又は当社の認める方法により、遅滞なく当社に届出なければなりません。なお、会員が届出情報の変更の届出を怠ったことにより、当社からの通知、連絡等が会員に遅滞した場合又は到着しなかった場合、当社は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。また、会員が届出情報の変更の届出を怠ったことにより、会員に生じる損害については、当社は故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

第18条（期限の利益の喪失）

1.会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当社からの通知、催告がなくても当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

(1)約定返済日に約定返済額の全部又は一部を怠るなど、本規約に基づく契約に基づく債務を期限までに支払わなかったとき。

(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したと当社が判断したとき。

(3)差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除く）の申立又は滞納処分を受けたとき。

(4)会員に破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、又はその他これらに類する倒産手続開始の申立があったとき。

(5)会員資格を第三者に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、会員以外が利用可能となる状態にしたとき。

(6)債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。

(7)当社からの書面による通知が申込み時の住所（住所変更がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったとき（ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときは除く。）、その他会員が住所の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由により当社にとって会員の所在が不明となったとき。

2.会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

- (1)入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。
- (2)会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立又は解散その他営業の廃止があったとき。
- (3)本規約に基づく契約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠るなど、会員の信用状態が著しく悪化したとき。
- (4)本規約第24条（犯罪による収益の移転防止に関する表明保証）第1項に該当すると当社が判断したとき。
- (5)本規約第25条（反社会的勢力の排除）条第1項に該当し又は第2項に違反していると当社が判断したとき。
- (6)その他本規約又はこれに付随する特約等の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。

第19条（債権譲渡）

会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、予め同意するものとします。

第20条（退会・会員資格の取消し及び利用停止）

- 1.会員の都合により退会するときは、本規約末尾に記載の相談窓口あてに、その旨の届出を行うものとします。
- 2.会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、会員が当社から提供をされている本規約に基づく契約の全部又は一部の停止、会員資格の取消し、法的措置、その他必要な措置（以下「本件措置」といいます。）をとることができるものとします。
 - (1)当社に届出るべき事項に関し届出を怠った又は虚偽の申告をした場合。又は、当社からの要請があったにも係らず、年収の届出（収入証明書の提出を含みます。）を怠った場合。
 - (2)本規約又はこれに付随する特約等に違反し、若しくは違反するおそれがある場合。
 - (3)当社との間の契約のいずれかの条項に違反し、もしくは違反するおそれがある場合。
 - (4)支払金等当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
 - (5)本規約第18条（期限の利益の喪失）に該当した場合。
 - (6)以下のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると当社が判断した場合。
 - イ)当社が把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額又は利用頻度を著しく超える利用金額又は利用頻度でなされた本規約に基づく契約の利用。
 - ロ)その他本規約に基づく契約の利用目的、利用代金の支払原資、利用金額、利用間隔、過去の

利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切又は不相当な本規約に基づく契約の利用（第三者による場合も含みます。）。

(7)本規約第25条（反社会的勢力の排除）第1項に該当する場合等、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。

(8)その他当社が会員として不適格と判断した場合。

3.会員は退会申出、及び会員資格取消し後においても未払債務についてその支払いの責任を負うものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちに支払うものとします。

4.会員は、退会、会員資格の取消し等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

5.当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負わないものとします。また、当社に損害が生じたときは、会員がその損害の賠償をする責任を負うものとします。

6.当社は、当社の従業員及びステークホルダーに対する会員の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、会員の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。なお、解除の場合は第18条（期限の利益の喪失）、第22条（契約の終了）の規定に準じて取扱います。

第21条（契約条件の変更）

会員は、当社所定の方法により、極度額その他契約条件の変更の手続きをすることができ、当社がこれを承諾した場合に変更されるものとします。

第22条（契約の終了）

1.本規約に基づく契約は、第5条（契約期間）に定める契約期間の満了により終了します。

2.本規約に基づく債務を完済した場合、会員は、契約期間中であっても当社所定の方法で通知することで契約を終了させることができます。

3.第25条（反社会的勢力の排除）第3項の定めにより会員との全ての契約を解除した場合、当社は、会員に対し何ら通知することなく本規約に基づく契約を終了させることができます。

4.会員が第18条（期限の利益の喪失）の定めにより本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失った場合、当社は、契約期間中であっても契約を終了させることができます。

5.当社は、本規約に基づく債務を完済した日から、当社において判断した相当期間、新たな借入がなかった場合、会員への通知なく契約を終了させることができます。

6.契約が終了した場合、会員は、以後新たな借入はできません。

第23条（契約終了後の措置）

本規約に基づく契約が終了した場合であっても、本規約に基づく債務が残っているとき、会員は、本規約に従うものとし、これに従い残債務を支払うものとします。

第24条（犯罪による収益の移転防止に関する表明保証）

1.会員は、本規約に基づく契約の締結及び借入を行う時点において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」並びに関連する政省令に定める次の各号に掲げる者（以下「いわゆる PEPs 等」といいます。）に該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1)外国において次の地位を占める者及びこれらの地位にあった者。

イ)国家元首

ロ)立法、行政、司法、又は軍における組織の長、及びそれに次ぐ重要な職

ハ)特派大使、国家を代表する職

ニ)中央銀行の役員

ホ)予算について国会の決議、承認を受ける法人の役員

(2)前号に定める者の家族（事実婚による配偶者も含む）である者。

(3)犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住する者。

2.当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引目的及び職業等の確認）の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会を謝絶することがあります。

3.会員は、会員が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する、いわゆる PEPs 等に該当する場合、又は該当することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出なければなりません。

第25条（反社会的勢力の排除）

1.会員は、暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称します。）、テロリスト等（疑いがある場合を含みます。）、又は次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等又はテロリスト等を利用してしていると認められる関係を有すること。

(2)暴力団員等又はテロリスト等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を

していると認められる関係を有すること。

2.会員は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下「不当な請求行為等」と総称します。）を行わないことを確約するものとします。

3.当社は、会員が前2項の規約に違反している疑いがあると認めた場合には、会員による新規お申込みを謝絶し、又は、何らかの通知、催告を要せずして、本規約に基づく契約の利用の全部若しくは一部の停止、法的措置、会員資格の取消し、その他必要な措置をとることができるものとします。本規約に基づく契約の利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本規約に基づく契約の利用を行うことができないものとします。

4.前項に定める措置を取ったことにより、会員に損害が生じた場合でも、当社は故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負いません。また、当社に損害が生じたときは、会員がその損害の賠償をする責任を負うものとします。

第26条（業務委託）

1.入会申込者及び会員（以下「会員等」といいます。）は、当社が当社の指定する委託先に対して、本規約に基づく業務を委託することを予め同意するものとします。

2.会員等は、当社の指定する委託先が前項の業務を再委託することを予め同意するものとします。

第27条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）

1.会員等は、当社が会員等の個人に関する情報について必要な保護措置を行ったうえで、本規約及び本規約に基づく契約を含む当社の取引に関する与信判断及び与信後の管理のために、以下の各号に定める個人情報を収集、保有、利用することを、予め同意するものとします。

(1)本人を特定するための情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・Eメールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証番号等の記号番号）、取引目的、職業、その他会員等が入会申込時及び第17条（届出情報の変更）に基づき届け出た事項

(2)入会申込日・入会承認日・契約の状態・契約期間・振替口座・利用可能枠・会員種類等、会員等と当社との本規約に基づき契約の内容に関する事項（当該契約に係る申込、解約、解除等の事実を含みます）。

(3)会員の本規約に基づき契約の借入内容、借入状況、返済状況、お電話等での問い合わせ内容及び与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た事項

(4)会員等が入会申込時に届け出た収入・負債、その他当社が収集した本規約に基づく契約に係る利用・支払い履歴

- (5)本人確認書類、収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられ、又は認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
- (6)当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- (7)電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- (8)会員に設定されているパーソナルID、ログインID
- (9)会員等の同意に基づきJCOM株式会社から当社が提供を受けた情報
- (10)会員等の当社ホームページ等へのアクセス情報（アクセスページ、アクセス日時、ブラウザ情報等）

2.会員等は、当社が、次の各号に定める目的のために、前項各号に定める個人情報を収集、利用、保有することを、予め同意するものとします。ただし、会員が本項第2号に定めるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付ならびに本項第3号及び本項第4号に定める営業案内での利用について当社に中止を申し出た場合、当社は、業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。なお、中止の申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。また、会員等は本項第6号に定める当社ホームページ等における品質維持・向上のために、当社が前項第10号に定めるアクセス情報の収集を停止することができます。停止方法については、当社ホームページで案内するものとします。

- (1)本規約に基づく契約成立の事実、会員等管理、各種イベント・プロモーション及び付帯サービスを含むすべての本規約に基づく契約の履行
- (2)当社の事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査なお、当社の事業の具体的内容については、当社ホームページ（<https://www.jcom-financial.co.jp>）にてご案内しています。
- (3)当社の事業における印刷物又は電子メール等による宣伝物の送付及び電話等での営業案内
- (4)当社が受託して行う宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内
- (5)当社が受託して行う当該受託先と会員等との取引に関する与信判断
- (6)当社ホームページにおける品質維持・向上等
- (7)その他前各号に付随する業務のため

3.会員等は、本規約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本規約に基づき収集した個人情報を当該業務委託先に預託すること及び当該業務委託先が独自に取得した会員の情報について、提供を受ける場合があることに予め同意するものとします。

4.会員等は、当社が、JCOM に対し、本規約に基づく契約を申込した事実及び内容、申込を取消した事実、申込後の当社の手続き状況、契約成立の事実、借入内容、借入状況、借入が停止又は退会・会員資格取消となった事実、借入が停止解除となった事実を、会員等の管理、会

員等からの照会対応、本規約に基づく契約に係る諸機能及び特典の提供、借入状況の分析、本規約に基づく契約に係る改善、品質向上、JCOM が会員にとって有益と考える情報の掲載又は配信等の目的で提供することを予め同意するものとします。

5.会員等は、当社が以下の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、以下の目的により本条第1項各号に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで、提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。

【目的】

提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス及び宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため

【提携会社】

JCOM 及び JCOM グループ (<https://www.jcom-financial.co.jp> に記載されているグループ会社)

6.会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合に、公的機関等に対し個人情報を提供することを予め同意します。

第28条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）

1.信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

契約者（申込者を含みます。以下同じ。）は、下記の事項に同意します。

（1）当社は、契約者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）

及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、契約者に関する信用情報（3.（1）に定める情報をいいます。

以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。

（2）上記（1）の照会により、これら信用情報機関に契約者及び当該契約者の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、契約者の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

2.信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

契約者は、下記の事項に同意します。

（1）当社は、契約者に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期

間保有され、3. に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報の提供先	
株式会社シー・アイ・シー	
当社が提供する信用情報	登録期間
本契約の申込みに係る事実 (本人を特定するための情報及び申込みの事実)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実 (本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中及び契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実 に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後5年間

(2) 上記(1)により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

a.株式会社シー・アイ・シー

契約者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数、等)。

支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

3.信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

契約者は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による契約者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

(1) 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

- i) 上記2.(1)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
- ii) 信用情報機関が収集したi)以外の情報
- iii) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2) 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

- i) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- ii) 信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

(3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報((1) i)、ii)、iii))を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1) i))を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4.当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関

(1) 当社が加盟する信用情報機関の名称等

当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知し、同意を得るものとします。

■株式会社シー・アイ・シー(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

- (株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、当社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2) 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

■全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

- 全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホ

ホームページをご覧ください。

■株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

- (株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第29条（個人情報の開示、訂正、削除）

1.会員等は、当社に対して、当社が保有する自己に関する個人情報について、法令に従い、当該個人情報の開示、利用目的の通知、訂正、追加もしくは削除又は利用の停止、消去もしくは提供の停止（以下あわせて「開示等」といいます。）するよう請求できます。

なお、開示等請求は本規約末尾に記載の「当社相談窓口」宛に連絡するものとします。

2.開示等請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第30条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、又は本規約に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合は、入会をお断りすることや、契約終了の手続きを取ることがあります。なお、次の各号の利用に対する中止の申出があっても、入会をお断りすることや退会の手続きを取ることはありません。（本条に関する申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

(1) 第27条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）第2項第2号に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付

(2) 第27条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）第2項第3号又は第4号に定める営業案内

第31条（契約不成立時の個人情報の取扱い）

入会申込者は、当社が取得した第27条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）第1項各号の個人情報について、当社が入会をお断りする場合であっても、お断りする理由のいかんを問わず、第27条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）に定める目的（ただし、第27条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）第2項第1号及び第4項に記載のものを除きます。）及び第28条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）の定めに基づき利用されることを、予め同意します。ただし、第30条（個人情報の取

扱いに関する不同意) 第 1 項各号に基づく中止の申出があった場合、当該利用目的についてはこの限りではありません。

第 3 2 条 (契約終了者の個人情報の取扱い)

当社は、本規約に基づく契約終了後も、第 27 条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) に定める目的 (ただし、第 30 条 (個人情報の取扱いに関する不同意) 第 1 項各号に記載のものを除きます。) 及び開示等請求等に必要範囲で、法令等又は当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 3 3 条 (準拠法)

本規約に基づく契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 3 4 条 (合意管轄裁判)

本規約に基づく契約について訴訟の必要が生じた場合、会員及び当社は、訴額にかかわらず、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 3 5 条 (規約の準用)

本規約に付随して特約等が存在する場合は、特約等を優先するものとします。

第 3 6 条 (相談窓口)

《相談窓口》

相談窓口については、本規約に基づく契約 以外の商品・サービスなどは、商品・サービスを提供する各社の問い合わせ・相談窓口にご連絡ください。

本規約についての問い合わせ・相談、本規約に基づく契約・入退会手続等についてのお問い合わせ、届出事項の変更のお申出、当社に対する個人情報の開示等の会員の個人情報に関する問い合わせ・相談及び 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止の申出については下記にご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理者を設置しております。

【JCOM フィナンシャル カスタマーセンター】

お問合せ先：0120-69-6912

【JCOM フィナンシャル お客さま相談室】

お問合せ先：03-6478-2582

《貸金業相談・紛争解決機関》

・貸金業に関するさまざまな相談・問い合わせ・苦情については下記にご連絡ください。

○日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター紛争受付課

電話での受付：0570-051-051又は03-5739-3861

受付時間：9:00～17:00（休：土、日、祝日、年末年始）

ファックスでの受付：03-5739-3024

郵便での受付：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ホームページ：<https://www.j-fsa.or.jp/>

サービス運営会社：JCOM フィナンシャル株式会社

〒105-0004 東京都港区新橋6丁目13番10号

貸金業登録番号 東京都知事（1）第32036号

日本貸金業協会 協会員番号 日本貸金業協会会員 第006397号

別記 情報の外部送信に関する公表

当社が提供するアプリケーションおよびサービス紹介サイト（以下「サービスサイト等」といいます。）では、よりよいサービスをご提供することを目的として、他の事業者が提供する分析サービスを利用することがあります。お客さまがサービスサイト等をご利用される際には、お客さまの端末から、当該分析サービスを提供する事業者に対して、お客さまの端末やアクセスに関する情報が送信されることがあります。

各分析サービスごとの送信先となる事業者、送信される情報やその目的については次のとおりです。

● Google Analytics

情報送信先：Google LLC

送信される情報：

- ・ユーザ利用端末を特定するための識別子情報

- ・セッション（サービスサイトへ訪問）の日時・回数等に関する情報
- ・参照元（サービスサイトへの流入元）に関する情報

送信される情報の利用目的：サイト訪問等のデータの利活用

● Sentry

情報送信先：Functional Software, Inc.

送信される情報：利用者識別情報

送信される情報の利用目的：エラー検知

附則

（実施期日）

本規約は、2025年11月4日から実施します。

（実施期日）

本規約は、2025年11月11日から実施します。